泉佐野市家庭用生ごみ減量化等処理機器購入助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、循環型社会の形成に向け、泉佐野市内の家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化に関する市民意識の高揚を図るため、家庭用生ごみ減量化等処理機器を購入した市民に対して予算の範囲内において、助成金を交付することについて、必要な事項を定める。

（助成対象機器）

第２条　助成対象となる家庭用生ごみ減量化等処理機器（以下「助成対象機器」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、悪臭や騒音を抑制する構造並びに一定の耐久性を有するものに限る。

（１）手動又は電動により生ごみを攪拌し、微生物により生ごみを分解し、堆肥化する機器

（２）手動又は電動により生ごみを攪拌し、過熱、乾燥により生ごみを減量化する機器

２　生ごみを単に破砕し、水路又は下水道等に排出する機器（ディスポーザー等）及び生ごみを単に焼却する機器は、助成対象としない。

３　次の各号のいずれかに該当するものは、第１項の規定に関わらず助成対象としない。

（１）購入金額が２，０００円未満（消費税及び地方消費税含む。）の機器

（２）本体を除く消耗品、備品及び修理費

（助成対象世帯）

第３条　助成対象世帯は、前条に規定する助成対象機器を購入した世帯とし、次の各号のすべてに該当すること。（ただし、法人その他の団体は除く。）

（１）本市に住所を有し、かつ現に居住していること。

（２）本市内の自宅（敷地含む）に助成対象機器を設置し、これを継続的に使用し、且つ適切に維持管理できること。

（３）助成対象機器から生成された堆肥等を適切に活用又は処理できること。

（４）第５条に規定する助成金交付申請受付時において、当該世帯員全員が納付期限の到来している市税を完納していること。

（助成金の額）

第４条　助成金の額は、助成対象機器の購入金額（消費税及び地方消費税含む。）の２分の１に相当する額（ただし、１，０００円未満の端数は切り捨て）とし、３０，０００円を上限とする。

（助成金交付申請）

第５条　助成金の交付を受けようとする世帯の世帯主は、助成対象機器を購入後１年以内に、家庭用生ごみ減量化等処理機器購入助成金交付申請書（様式１）に次の各号の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（１）助成対象機器を購入したことを証明する領収書（機器の名称、購入金額、購入者の氏名、購入日、購入店名が記載されたもの）の写し、もしくは、販売証明書（様式２）

（２）購入した助成対象機器の保証書（機器の名称、購入店名及び購入日が記載されたもの）の写し

（３）助成対象機器の設置後の写真

（４）その他、市長が必要と認めるもの

２　前項の規定による交付申請ができるのは、１世帯あたり１基の処理機器に限る。ただし、コンポスト、ボカシあえ容器は計２基までとする。

３　第８条に規定する助成金の交付を受けた世帯が、次の各号のいずれかに該当したことにより、助成対象機器を再購入したときは、前項の規定に関わらず交付申請ができるものとする。

（１）購入から５年を経過し、使用に耐えなくなったとき。

（２）適正な管理をしていたにも関わらず、機器が破損又は故障し、使用に耐えなくなったとき。

（助成金交付決定及び通知）

第６条　市長は、前条の規定による交付申請があったときは、提出書類の内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、交付又は不交付を決定し、その結果を家庭用生ごみ減量化等処理機器購入助成金交付（不交付）決定通知書（様式３）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第７条　前条の規定による助成金交付決定を受けた者は、家庭用生ごみ減量化等処理機器購入助成金交付請求書（様式４）を市長に提出するものとする。

（助成金の交付）

第８条　市長は、前条の規定による助成金交付請求を受けたときは、請求者に対し、請求受付日の翌月末までに口座振込により助成金を交付するものとする。

（助成金交付決定の取り消し等）

第９条　市長は、虚偽の申請その他不正な手段により、助成金の交付決定を受けた者がある場合は、当該交付決定を取り消し、既に助成金が交付されている場合は、助成金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

（附則）

この要綱は、平成１８年１０月１日から施行する。

この要綱は、平成２６年　４月１日から施行する。

（様式１）

整理番号＿＿＿＿＿＿＿＿

家庭用生ごみ減量化等処理機器購入助成金交付申請書

平成　　年　　月　　日

泉佐野市長　様

申　請　者　住　　所　泉佐野市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ふりがな
世帯主氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

生年月日　（Ｍ・Ｔ・Ｓ・Ｈ）　　年　　月　　日

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以下のすべてに同意し、下記のとおり家庭用生ごみ減量化等処理機器購入助成金の交付を申請します。

（１）泉佐野市内の自宅（敷地含む）に処理機器を設置し、これを適切に維持管理すること。

設置場所　泉佐野市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（２）処理機器から生成された堆肥等を適切に活用又は処理すること。
（３）処理機器の設置状況などを確認する必要が生じた場合、市職員が必要な調査を行うこと。
（４）世帯員の住民基本台帳を市職員が確認すること。
（５）世帯員全員の納付期限が到来している市税の納付状況を市職員が確認すること。

記

助成金交付申請金額 本体購入金額の２分の１に相当する額（ただし、１,０００円未満の端数は切り捨て　上限３０,０００円）	,０００円

※添付書類

□　助成対象機器を購入したことを証明する領収書（機器の名称、購入金額、購入者の氏名、購入日、購入店名が記載されたもの）の原本とその写し、もしくは販売証明書（様式２）
□　購入した助成対象機器の保証書（機器の名称、購入店名が記載されたもの）原本とその写し
□　購入した助成対象機器の取扱説明書の原本
□　助成対象機器の設置後の写真

※上記の添付書類の原本は、担当職員が確認後、返却します。

※市記入欄

申請者の住民基本台帳確認		世帯員全員の市税納付状況		環境衛生課	受付印
確認者	適合 ・ 不適	確認者	完納 ・ 未納		

（様式２）

整理番号

家庭用生ごみ減量化等処理機器販売証明書

平成　　年　　月　　日

泉佐野市長　様

販　売　店　所　在　地

販 売 店 名

代表者氏名　　㊞

電 話 番 号

下記のとおり、家庭用生ごみ減量化等処理機器を販売したことを証明します。

購入者	住　　所	泉佐野市
	氏　　名	
	電 話 番 号	
販売した機器	商　品　名	
	メーカー名	
	品　　番	
	販売年月日	平成　　年　　月　　日
	販 売 価 格	金　　円（消費税を含む）

※オプション部品等の別売品は、助成対象外となりますので、本体の販売価格のみを記入してください。

※この証明書は、家庭用生ごみ減量化等処理機器を購入した泉佐野市民に助成金を交付するために使用するものです。

（様式３）

整理番号

家庭用生ごみ減量化等処理機器購入助成金（交付・不交付）決定通知書

平成　　年　　月　　日

住　所　泉佐野市

氏　名　　様

泉佐野市長　　㊞

平成　　年　　月　　日付けで交付申請のあった家庭用生ごみ減量化等処理機器購入助成金の交付については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交付	交付金額						円

不交付	理　　由	１．助成対象ではない機器のため ２．市税を完納していないため ３．その他 （　　）

※注意

虚偽の申請その他不正な手段により、助成金の交付決定を受け、助成金が交付された場合は、助成金の一部又は全部の返還を命ずることがあります。

（様式４）

整理番号＿＿＿＿＿＿＿＿

家庭用生ごみ減量化等処理機器購入助成金交付請求書

平成　　年　　月　　日

泉佐野市長　様

請　求　者

住　　所　泉佐野市＿＿＿＿＿＿＿＿

世帯主氏名＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

電 話 番 号＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり、家庭用生ごみ減量化等処理機器購入助成金の交付を請求します。

記

１．交付請求額

金						円

２．振込先

	銀行 農協 信用組合 信用金庫		支店 本店 支所 出張所
口座番号	普通 当座		
口座名義人	フリガナ		

※郵便局以外の金融機関で世帯主名義の口座を記入してください。

※口座番号欄は、右詰めで記入してください。

※口座名義人のフリガナ欄は、必ず記入してください。